

保発1027第1号
年管発1027第1号
平成28年10月27日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を
改正する省令の公布について

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第162号）が本日公布され、平成28年10月31日（以下「施行日」という。）から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

健康保険及び厚生年金保険の適正な適用を促進するため、事業所の健康保険及び厚生年金保険の適用状況を、被保険者等がインターネットを介して把握することができるよう、インターネット上に、事業所に係る以下に掲げる事項を公表することとするもの。

なお、これに伴い、「全喪事業所のホームページへの掲載等について」（平成18年10月31日付け庁保発第1031002号）による「全喪事業所のホームページへの掲載」は、施行日以降行わないこととする。

1 適用事業所に係る事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 特定適用事業所であるか否かの別
- (3) 当該事業所に係る日本年金機構の業務を分掌する年金事務所
- (4) 事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

2 適用事業所に該当しなくなった事業所に係る事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 適用事業所に該当しなくなった年月日
- (3) 当該事業所に係る日本年金機構の業務を分掌する年金事務所
- (4) 事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

第2 施行期日

平成28年10月31日から施行すること。